平成29年度 軽自動車税について

◎5月1日に軽自動車税納税通知書を発送します

平成29年度軽自動車税の納期限(口座振替日)は、5月31日(水)です。納税 通知書の裏面に記載されている最寄りの金融機関等(全国の主なコンビニエンス ストアでも納付可能)で、納期限内に納めてください。なお、納期限を過ぎてし まうと、ゆうちょ銀行やコンビニエンスストアでの取り扱いができなくなってし まいますのでご注意ください。



また、口座振替で納付される方は預金残高の確認をお願いします。

◎□座振替をする場合の車検用納税証明書について

金融機関等の窓口で納付された方は、領収証書の右側に車検用納税証明書が付いていますので、車検を 受ける場合にはご利用ください。口座振替をした方には、6月8日頃に車検用納税証明書を発送する予定 です。

なお、口座振替をする方で6月上旬に車検を受ける場合は、振替記帳済みの預貯金通帳を持参のうえ、 税務課または各支所地域課で納税証明書を申請してください。手数料は無料です。

◎減免手続きについて

軽自動車税は、心身に障がいのある方や、その方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満 たす場合、申請による減免制度があります(生活保護を受給している方が所有する原付バイク等も同様で す)。なお、自動車税ですでに減免を受けている場合、または軽自動車税納付後の減免申請はできません。 納期限の5月31日(水)までに、税務課または各支所地域課で申請してください。 詳しくは、税務課まで お問い合わせください。

用意するもの

- 1. 減免申請書および調査書(税務課または各支所地域課にあります。)
- 2. 印鑑(認め印)
- 3. 障害者手帳
- 4. 平成29年度軽自動車税納税通知書
- 5. 運転する方の運転免許証

社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度が 導入されたことに伴い、申請者の法人番号 または個人番号の記載が必要になります。



軽自動車におけるグリーン化特例(軽課)の見直し

軽自動車税

「軽乗用車」は次のとおり要件を見直した上で、「軽貨物車」は現行どおりの要件で 2年延長されます。

[改正前]平成28年4月1日~平成29年3月31日取得分

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減

[改正後]平成29年4月1日~平成31年3月31日取得分

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

^{※「}電気自動車等」とは、電気自動車・天然ガス自動車をいう。

【問合せ】 税務課 (内線115)

[※]電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリット車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または 平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。